新型コロナウイルス関係 5.21⑥

令和２年５月21日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた肝炎治療受給者等に係る有効期間の延長について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた肝炎治療受給者証等に係る有効期間の延長について（通知）

本県の健康医療行政につきましては、日頃格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、別添のとおり令和２年４月 30 日付厚生労働省健康局総務課、がん・疾病対策課、結核感染症課、難病対策課、社会・援護局援護・業務課より事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月 28 日（令和２年４月 16 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、厚生労働省により、治療の観点からは急を要さない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するなどのため、令和３年２月 28 日までの間に有効期間が満了する方を対象に、有効期間の満了日を１年間延長することとなりました。

また、受給者証等の取扱いについては、引き続き、現に対象者に交付されているものを使用することとして差し支えないとされていますが、神奈川県では、肝炎治療特別促進事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業及び特定疾患治療研究事業の受給者に対して、現在の受給者証の有効期間が満了する前に、有効期間を延長した受給者証を交付することといたしますので、医療機関におかれましては、受給者が提示する受給者証の有効期間を確認の上、公費請求等の処理を行っていただきますようお願いいたします。

問合せ先
がん・肝炎対策グループ 肝疾患担当
電　話 045-210-4795
難病対策グループ 特定疾患担当
電　話 045-210-4777